

令和7年度補正
「再生可能エネルギー導入拡大・分散型エネルギーリソース導入支援等
事業費補助金」
(DRリソース導入のための家庭用蓄電システム等導入支援事業)
業務産業用蓄電システム導入支援事業

公 募 要 領

初版

2026年3月24日

補助金を申請及び受給される皆様へ

一般社団法人環境共創イニシアチブ（以下「SII」という。）と大日本印刷株式会社（以下「DNP」という。）の二者により構成され、SIIを幹事社とする令和7年度補正蓄電システム等導入支援事業事務局（以下、「事務局」という。）が取り扱う補助金は、公的な国庫補助金を財源としており、社会的にその適正な執行が強く求められます。当然ながら、事務局としても厳正に補助金の執行を行うとともに、虚偽や不正行為に対しては厳正に対処いたします。

本事業の補助金の交付を申請する方、採択されて補助金を受給される方は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下、「補助金適正化法」という。）」及び事務局が定める「再生可能エネルギー導入拡大・分散型エネルギーリソース導入支援等事業費補助金（DRリソース導入のための家庭用蓄電システム等導入支援事業）交付規程（以下、「交付規程」という。）」をよくご理解の上、また下記の点についても十分にご認識いただいた上で補助金受給に関する全ての手続きを適正に行っていただきますようお願いいたします。

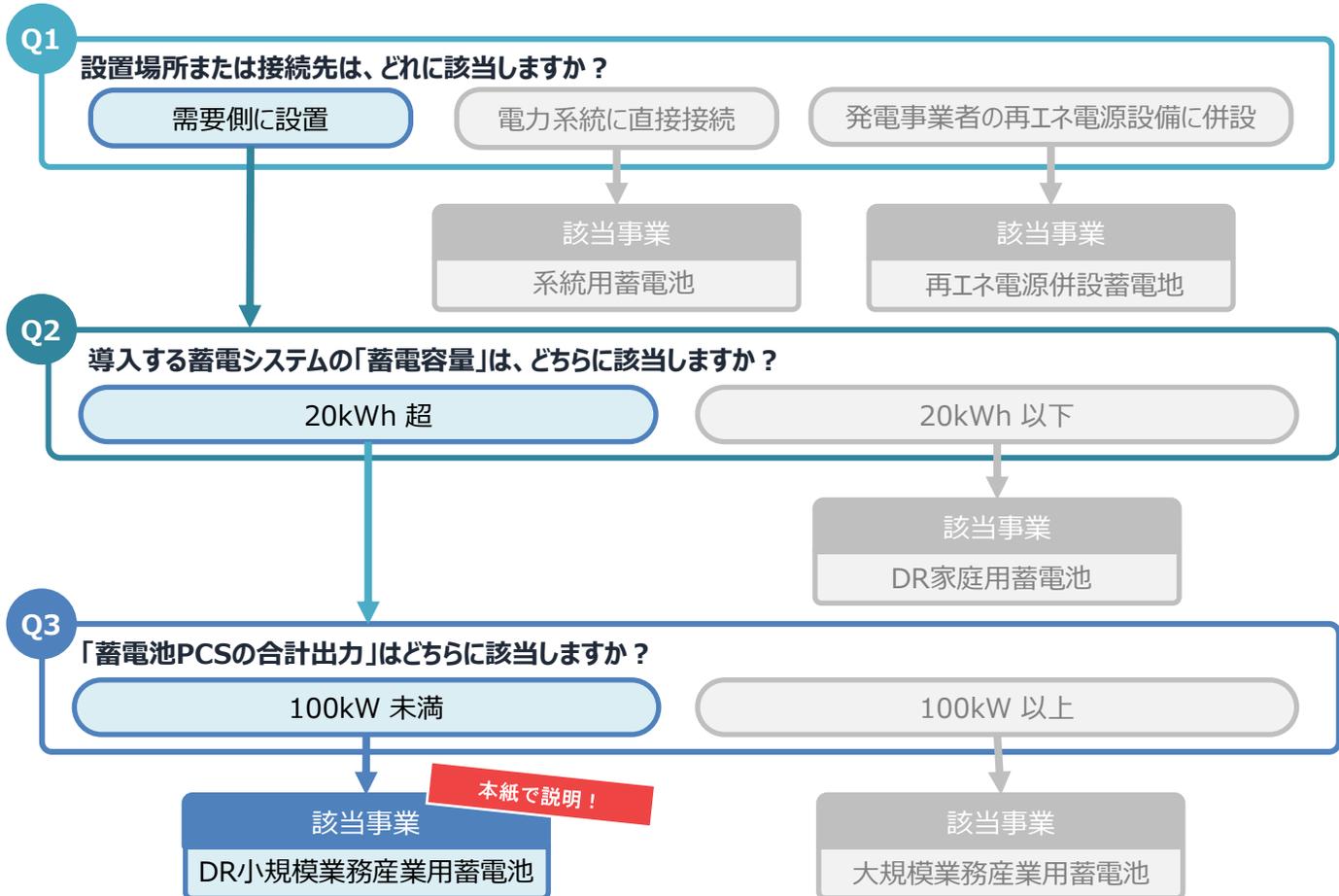
- ① 補助金に関係する全ての提出書類において、いかなる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。
- ② 偽りその他の不正な手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合には、事務局として、補助金の受給者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。
なお、事業に係る取引先（請負先、委託先以降も含む）に対して、不明瞭な点が確認された場合、補助金の受給者立ち会いのもとに必要な応じ現地調査等を実施します。その際、補助金の受給者から取引先に対して協力をお願いしていただくこととします。
- ③ ②の調査の結果、不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取消を行うとともに、受領済の補助金のうち取消対象となった額に加算金（年10.95%の利率）を加えた額を事務局に返還していただき、当該金額を国庫に返納します。また、事務局から新たな補助金等の交付を一定期間行わないこと等の措置を執るとともに当該事業者の名称及び不正の内容を公表することがあります。
- ④ 補助金に係る不正行為に対しては、補助金適正化法第29条から第32条において、刑事罰等を科す旨規定されています。あらかじめ補助金に関するそれら規定を十分に理解した上で本事業の申請手続きを行うこととしてください。
- ⑤ 事務局から補助金の交付決定を通知する前に、補助対象設備に係る契約等を完了させた事業等については、補助金の交付対象とはなりません。
- ⑥ 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合、若しくは補助事業の一部を第三者に委託又は第三者と共同して実施しようとする場合の契約（契約金額100万円未満のものを除く。）に当たっては、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方とすることは原則できません。（補助事業の実施体制が何重であっても同様。）
- ⑦ 補助金で取得又は効用の増加した財産（以下、「取得財産等」という。）を、当該取得財産等の処分制限期間内に処分しようとするときは、事前に処分内容等について事務局の承認を受けなければなりません。また、その際補助金の返還が発生する場合があります。
なお、事務局は、必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがあります。
※ 処分制限期間とは、導入した機器等の法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）に定める年数）の期間をいう。（以下同じ。）
※ 処分とは、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡、交換、貸し付け、廃棄又は担保に供することをいいます。
- ⑧ 補助事業に係る資料（申請書類、事務局発行文書、経理に係る帳簿及び全ての証拠書類）は、補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む）の日の属する年度の終了後5年間いつでも閲覧に供せるよう保存してください。
- ⑨ 事務局は、交付決定後、交付決定した事業者名、補助事業概要等をSIIのホームページ（以下、「HP」という。）等で公表することがあります。

令和7年度補正蓄電システム等導入支援事業事務局
代表幹事 SII

～ 本文をお読みになる前に ～

SIIが執行する補助事業では、蓄電システムの容量、出力、利用目的によって複数の補助事業が存在します。そのため、本文をお読みになる前に以下のフローチャート及び比較表を参照し、該当する補助事業のご確認をお願いいたします。

事業判別フローチャート



事業比較表

事業名	蓄電容量	設置場所・接続先	主要な設備要件	利用目的・その他
DR家庭用蓄電池	20kWh 以下	家庭などの「需要側」に設置	SIIに登録されてる設備	デマンドレスポンス(DR)への活用
DR小規模業務産業用蓄電池	20kWh 超	高圧以上の「需要側」に設置	蓄電池PCS合計出力：100kW 未満	デマンドレスポンス(DR)への活用
大規模業務産業用蓄電池	20kWh 超	高圧以上の「需要側」に設置	蓄電池PCS合計出力：100kW 以上	調整力等としてのデマンドレスポンス(DR)への活用
再エネ電源併設蓄電池	—	発電事業者の再エネ電源に併設	蓄電池PCS合計出力：100kW 以上 最大受電電力：原則、1,000kW以上	調整力等としての再エネの最大限の活用
系統用蓄電池	—	電力系統に直接接続	注1)	調整力等としての再エネの最大限の活用

※詳細な公募要件については、必ず公募要領をご確認ください。

※上記の条件に合致する蓄電システムの導入ではない場合は、SIIが執行する補助事業の対象外となります。

注1) 詳細については、今後公開される情報をご確認ください。

目次

1. 事業概要	6～18
用語の解説	6～7
1-1 事業の目的	8
1-2 事業名称	8
1-3 事業規模	8
1-4 事業スキーム	8
1-5 補助対象となる事業	9
1-6 補助対象事業者	9
1-7 補助対象設備	10～11
1-8 補助対象経費	12～13
1-9 申請単位	14
1-10 補助率・補助上限額	14
補足① セル、モジュール、電池システム、蓄電システムの範囲について	15
小規模業務産業用蓄電システムの補助対象範囲（ブロック図）	16
小規模業務産業用蓄電システムの補助対象範囲（イメージ図）	17
1-11 補助事業期間	18
1-12 公募期間	18
2. アグリ型	20～23
2-1 蓄電池アグリゲーターの位置付け	20
2-2 蓄電池アグリゲーターの要件	20
2-3 蓄電池アグリゲーターの役割	21
2-4 DR契約について	22
2-5 本事業におけるDRの流れ	22
2-6 蓄電池アグリゲーターの登録	23
2-7 申請方法	23
2-8 添付書類	23
3. 小売型	25～27
3-1 小売電気事業者の位置付け	25
3-2 小売電気事業者の要件	25
3-3 小売電気事業者の役割	26
3-4 DRメニューについて	26
3-5 データ報告について	26
3-6 小売電気事業者の登録	27
3-7 DRメニューの登録	27
3-8 申請方法	27
3-9 添付書類	27

目次

4. 交付申請	29～31
4-1 申請期間	29
4-2 申請の流れ	29
4-3 提出書類一覧	30
4-4 三者見積について	31
4-5 問い合わせ	31
5. 事業の実施	33～37
5-1 審査及び交付の決定について	33
5-2 採択結果の公表について	33
5-3 採択事業者への連絡について	33
5-4 補助事業の開始について	33
5-5 補助事業の計画変更について	34
5-6 中間検査（三者見積検査）	34
5-7 補助事業の完了について	34
5-8 実績報告及び額の確定について	35
5-9 補助金の支払いについて	35
5-10 取得財産等の管理等について	35
5-11 罰則・加算金等について	35
5-12 暴力団排除について	36
補足② リース等の利用について	37
補足③ 利益等排除について	37
6. 個人情報の取扱いについて	39～40

1.事業概要

1. 事業概要

用語の解説

本事業、本公募要領における用語は、以下に掲げるとおりとする。

- 小規模業務産業用蓄電システム（需要併設型蓄電池）
 - －モジュール、電池システム制御部分、電力変換装置、蓄電システム制御装置、筐体及びその他構成に必要な機器から構成され、一つのパッケージとして取り扱うシステム。火災予防条例で定める安全基準の対象である**20kWhを超えるシステム且つ蓄電池PCSの合計出力が100kW未満のシステム**で高圧以上の需要側に設置されるもの。
- デマンドレスポンス（DR）
 - －電力の需要量と供給量を合わせる手法の一つで、上げDRと下げDRの二つの種類がある。本公募要領では「DR」と表記する。
- 上げDR
 - －電気の需要量を増やすDRで、例えば再生可能エネルギーの供給が過剰となり、電力の供給が過多になってしまう時に蓄電池を充電モードにする等で需要を創出するDR。
- 下げDR
 - －電気の需要量を減らすDRで、例えば電力の需給ひっ迫時等に無理のない範囲で空調等の使用を制限したり、蓄電池の電気を使用することで需要を抑制するDR。
- 蓄電池アグリゲーター
 - －本事業を通じて導入される蓄電システムを活用し、電力需給ひっ迫時や再エネ出力制御にあわせて需要家が所有している蓄電池に対してDRを行う事業者。
- DR契約
 - －需給ひっ迫時や再エネ出力制御対策で貢献することを目的として、本事業を通じて蓄電システムを導入した需要家と蓄電池アグリゲーターが締結する契約又は同意であって、その内容に上げDRと下げDRの実施、蓄電システムの遠隔コントロール等を含むもの。
- DRメニュー
 - －本事業において、小売電気事業者がインバランスの回避や需給ひっ迫時に高騰する卸電力市場からの調達回避等を目的として提供する電気料金や経済的インセンティブを付与するサービス。需要家にとっても料金高騰対策となるその取組は、電気料金型DRとインセンティブ型DRに分類される。

1. 事業概要

- 電気料金型DR
 - 需要のピーク時に電気料金を値上げする、再エネ出力制御発生時に電気料金を値下げする等、多様な電気料金を設定することで、需要家にDRを促すもの。
- インセンティブ型DR
 - 事前の契約等に基づき、小売電気事業者等から需要家又は需要家の蓄電池に指令し、需要家がDRを実施することで、対価としてインセンティブ（報奨金等）を得るもの。
- 蓄電池アグリゲーター型
 - 本事業の申請パターンの一つで、申請者と蓄電池アグリゲーターがDR契約を締結し、事業を実施する。本公募要領では「アグリ型」と表記する。
- 小売電気事業者型
 - 本事業の申請パターンの一つで、申請者が小売電気事業者が提供するDRメニューに加入し、事業を実施する。本公募要領では「小売型」と表記する。
- 需要家
 - 小売電気事業者と電気契約等を締結し、電力を使用する者。本事業では補助金を受けて小規模業務産業用蓄電システムを導入する法人又は個人。（個人事業主含む。）
- 申請者
 - 補助対象となる蓄電システムの購入を検討し、補助金の申請をする需要家。
- 目標価格
 - 補助対象となる蓄電システムの購入価格（設備費、工事費の合計）の上限価格。購入価格が目標価格を上回る場合は申請不可となる。
- IoT化関連機器
 - IoTとは「Internet of Things」の略であり、モノをインターネットに繋ぐための機器。

1. 事業概要

1-1. 事業の目的

2050年のカーボンニュートラル、2040年のエネルギーミックス達成に向けては、再生可能エネルギー（以下「再エネ」という。）の最大限の導入・活用が必要不可欠である。2040年の電源構成は再エネ比率が4割～5割程度と設定されており、より一層の再エネ電源導入促進の観点から蓄電池への期待は非常に大きいものとされている。

また、DRへの活用が可能な蓄電池の更なる活用を図り、電力需給ひっ迫時だけでなく再エネ出力制御対策にも活用することで、電力の安定供給及び再エネ電源の更なる導入加速に貢献する。

1-2. 事業名称

令和7年度補正「再生可能エネルギー導入拡大・分散型エネルギーリソース導入支援等事業費補助金」
 （DRリソース導入のための家庭用蓄電システム等導入支援事業）
 業務産業用蓄電システム導入支援事業（DR業産用蓄電池）

1-3. 事業規模

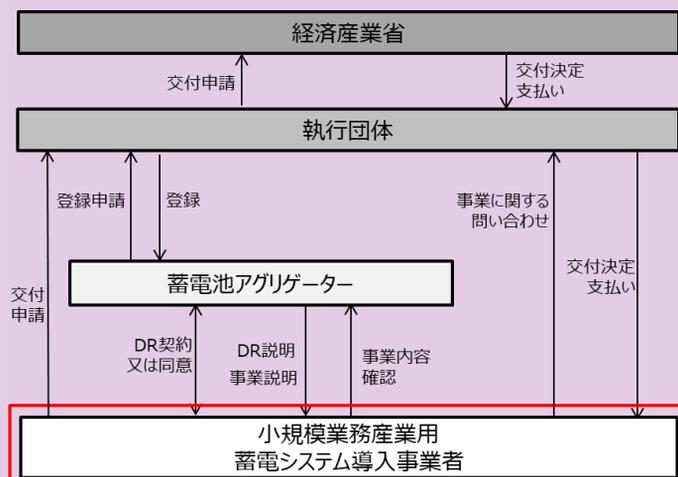
「家庭用蓄電システム導入支援事業」、「業務産業用蓄電システム導入支援事業」及び「デマンドリソースの拡大に向けたIoT化推進事業」の合計59.6億円の内、1.7億円程度※。

※ 各事業の執行状況によっては、事業間で予算の流用を行う場合がある。

1-4. 事業スキーム

本事業は、導入する蓄電システムをDRに活用可能とするために、以下の二つのパターンのどちらかで申請をする必要がある。申請者は自身がどちらの型で事業に参加をするのか事前に検討すること。

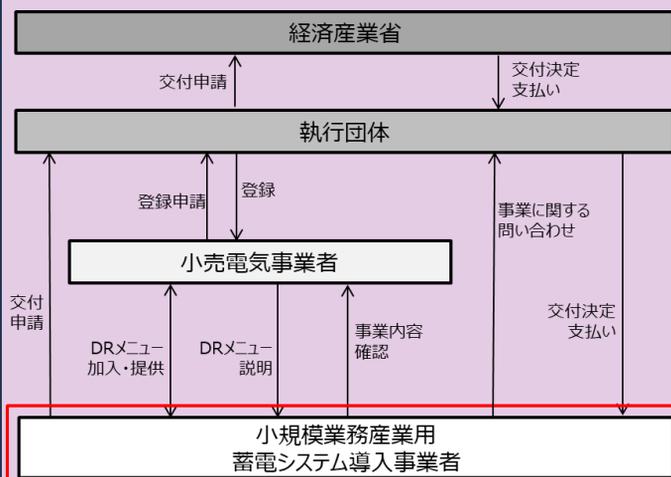
◆アグリ型◆



蓄電池アグリゲーターとDR契約※を行い、蓄電池アグリゲーターが導入する蓄電システムを遠隔制御や制御指示等を行うパターン。

※蓄電池アグリゲーター及びDR契約については P.20～22参照

◆小売型◆



小売電気事業者が提供するDRメニュー※に加入し、電力需給をコントロールするパターン。

※小売電気事業者及びDRメニューについてP.25～26を参照

1. 事業概要

1-5. 補助対象となる事業

日本国内において、DRに活用可能なリソースとして、小規模業務産業用蓄電システムを新規で導入する事業を補助対象事業（以下「補助事業」という。）とする。

※小規模業務産業用蓄電システムの具体的な要件はP.10【1-7.補助対象設備】を参照。

1-6. 補助対象事業者

下記①～⑥の要件を全て満たす者を、補助対象事業者（以下「補助事業者」という。）とする。

- ① 日本国内において事業活動を営んでいる法人若しくは個人事業主又は日本国内に居住する個人であること。
- ② 補助事業により導入する補助対象設備の所有者であること。
 - ※ リース等により補助対象設備を導入する場合は、リース事業者と設備の使用者が共同で申請すること。通常のリース以外又はTPOモデル等での申請をする場合は事前にSIIに確認すること。
 - ※ その他、補助対象設備を自社で活用する予定のない（特別目的会社へ譲渡を予定している等）事業者等は、事前にSIIに相談し指示を仰ぐこと。
- ③ 補助事業を確実に遂行するために必要な経営基盤を有し、事業の継続性が認められる者であること。
 - ※ 特別目的会社（SPC）の場合は、主たる出資者や出資表明者等による、補助事業の履行に係る確約書の提出が必要。
 - ※ 事業期間中の当該SPCへの出資者の変更は認めない。ただし、投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）に規定の有限責任組合員及び商法（明治32年法律第48号）に規定の匿名組合員による出資は除く。
- ④ 以下の（1）、（2）のいずれかに該当する者であること。
 - （1） 導入する蓄電システムを対象にDRを行うことについて、蓄電池アグリゲーターとDR契約※¹を締結する者であること。
 - （2） 小売電気事業者が提供するDRメニュー※²に加入する者であること。DR契約又はDRメニューへの加入は少なくとも2028年3月31日まで（以下「DR対応期間」という。）継続すること。
 - ※¹ DR契約については、P.22【2-4.DR契約について】参照。
 - ※² DRメニューについては、P.26【3-4.DRメニューについて】参照。
- ⑤ ④の実施状況等についての報告を国又はSIIが求めた際、DR対応期間中の実施状況を蓄電池アグリゲーター又は小売電気事業者が報告を行うことに同意できる者であること。また、DR対応期間終了後であっても、補助対象設備の処分制限期間中は善良なる管理者として使用し、補助対象設備の活用状況についてSIIから求めがあった場合は対応し、活用状況に変更（売却や廃棄を含む。）が必要な場合は事前にSIIに連絡できる者であること。
- ⑥ 経済産業省から補助金等停止措置又は指名停止措置が講じられていない者であること。
 - ※ その他、公的資金の交付先として社会通念上適切と認められない者からの申請は認めない。

1. 事業概要

1-7. 補助対象設備

小規模業務産業用蓄電システム

下記①～⑩の要件を全て満たす蓄電システムであること。

- ① 本事業の実施のために新規で導入される蓄電システムであること。
※セル、モジュール等の一部を更新するものは対象外
- ② 火災予防条例で定める安全基準の対象（20kWhを超える）となる設備であること。
- ③ 蓄電池PCSの合計出力が100kW未満の設備であること。
- ④ 各種法令等に準拠した設備であること。
- ⑤ DRに対応可能な設備であること。
※ IoT化関連機器を介したDR対応も可とする。
なお、IoT化関連機器を新たに設置する場合、外部（蓄電池アグリゲーター等）と通信を行うための機器においては、「セキュリティ要件適合評価及びラベリング制度」（以下、「JC-STAR」という）における★1（レベル1）を取得していること。
<https://www.ipa.go.jp/security/jc-star/list/jc-star-product-list/index.html>
※ DRメニューでの対応も可とする。
- ⑥ 高圧以上の需要側（工場、ビル等）に設置される設備であること。
- ⑦ リユース蓄電池を用いる場合は、電動車等の駆動用に使用されたモジュールであること。
- ⑧ 蓄電システム購入価格と工事費の合計が、目標価格以下であること。
● 2025年度目標価格（設備費+工事費・据付費、税抜）11.9万円/kWh（蓄電容量）

●小規模業務産業用蓄電システムの目標価格算定のための設備費／工事費・据付費について

（設備費）

蓄電システムを構成する機器の費用とする。

（工事費・据付費）

蓄電システムを構成する機器の設置に係る以下の費用とする。

- ・基礎工事 ・搬入費 ・据付費 ・電気工事費 ・試運転調整費 ・現場管理費
- ・屋外設置用コンテナ/シェルターの設置に要する工事（基礎工事、搬入費、据付工事）
- ※クレーンなどの重機費用は除く

●小規模業務産業用蓄電システムの目標価格との比較についての注意点

蓄電システムを通常使用するために不可欠な設備・工事については、補助対象内外に関わらず目標価格と比較する金額に含めること。

再生エネルギー発電設備の電力変換装置と一体型の場合について

小規模業務産業用蓄電システムに係る部分のみを切り分けること。切り分けられない場合は、目標価格との比較において当該電力変換装置の**定格出力（系統側）※1kWあたり2万円を控除できる。**

※定格出力の小数点第二位以下は切り捨て

1. 事業概要

- ⑨ 採用予定の蓄電システムのBMSのメーカー等について、過去5年間の実績を含め、国際的に受け入れられた基準等に反していないこと及びその他の開発供給の適切性が確保されていることを確認できること。
- ⑩ セキュリティ対策として、以下1.～3.の証憑・説明資料を提出できる設備であること。
1. 導入する蓄電システムが採用する全ての制御システムのセキュリティに関する主要な構成製品（BMS、PCS、EMS 等※）について、JC-STAR★1を取得していることを示す適合ラベル。
 2. 制御システムのうち、IP通信機能を持たないためにJC-STARの取得対象にならない機器を含む場合は、IPとのプロトコル変換を行う機器を組み入れた構成等としてJC-STAR★1を取得していることを示す適合ラベル。また、クラウド上に搭載されるために、JC-STARの取得対象にならない機器を含む場合等は、取得対象にならないことの根拠を明示し、同等のセキュリティ対策を講じていることの説明資料。
 3. 導入する機器とJC-STAR★1の取得対象機器と取得内容との整合、セキュリティ対策を明示したシステム構成図。
 ※ 外部と直接通信を行わない場合でも、外部との間接的な通信などを通じて、設備全体に影響を及ぼす可能性のある機器を含む。
- ⑪ 蓄電池種別ごとに下記要求事項を全て満たす設備であること。
- 《全ての電池種共通事項》
- ・防護及び保護装置：
 システムに合わせた火災検知システム、火災警報器、消火設備の計画・設置及び消防法等にて要求される事項に準拠すること。
- 《リチウムイオンのみ》
- セル、モジュール、電池システムのいずれかについてJIS C 8715-2又はIEC62619により第三者認証を取得していることの証明書を提出すること。そのうえで、導入予定の蓄電池のモジュール、電池システム、蓄電システムのいずれかにおいて、JIS C 8715-2、JIS C 4441、IEC62619、又はIEC62933-5-2（ただし、規格に規定の試験を実施した場合に限る。）の類焼試験に適合していることの第三者機関による証明書、及び証明書に関わる資料（温度プロファイル、試験時の写真等）を提出すること。
 ※P.15「補足① セル、モジュール、電池システム、蓄電システムの範囲について」も併せて確認すること。
- 《リユースのみ》
- 電動車の駆動用に使用された蓄電池モジュールを2次利用し組み込まれた蓄電システムの場合は、JETリユース電池認証等の第三者機関による証明書等により当該蓄電システムの類焼に関する安全設計を証明すること。
- ※その他①～⑪について不明点等がある場合は、事前にSIIに連絡し、指示を仰ぐこと。

1. 事業概要

1-8. 補助対象経費

補助対象経費は、以下のとおりとする。

なお、DR対応のために、別途IoT化関連機器が必要となる場合は、必要不可欠であっても本事業においては補助対象外とする。但し、「ダイヤモンドリスポンスの拡大に向けたIoT化推進事業」でIoT化関連機器を補助対象機器として申請を行うことは可能とする。

⇒P.15「補足① セル、モジュール、電池システム、蓄電システムの範囲について」、P.16～17「小規模業務産業用蓄電システムの補助対象範囲」及びP.37「補足③ 利益等排除について」も併せて参照のこと。

区分	内容	備考
設計費	実施設計に要する必要最低限の経費	※ 基本設計費は補助対象外とする。
設備費	小規模業務産業用蓄電システムを構成する設備費等	<p>■ 業務産業用蓄電システムを構成する以下の設備費。</p> <ul style="list-style-type: none"> セル、モジュール（リチウムイオン・レドックスフロー・鉛等） 電池システム制御部分（BMS等） 電力変換装置（インバータ、コンバータ、パワーコンディショナ等） 蓄電システム制御装置（EMS、計測・表示装置等、蓄電システムの付属設備であり、必要不可欠なもの） 付帯設備（空調設備、筐体※、分電盤等）は、蓄電システム専用であり、かつ稼働に必要不可欠なものに限る。 ※筐体は、セル、モジュール、電池システム制御部分、電力変換装置、蓄電システム制御装置のいずれか又は複数を収納するコンテナ等に限る。 その他当該設備に必要不可欠なもの
工事費	小規模業務産業用蓄電システムを設置するのに必要最低限の工事費・据付費	<p>※ 機械基礎については、必要最低限の工事のみを補助対象とする。</p> <p>※ 土地造成、整地及びフェンス工事は、原則補助対象外とするが、法令で定められている必要不可欠な工事は補助対象とする。</p> <p>※ 補助対象となる工事費は、補助対象外設備の設置に必要な工事費と仕分けが可能な場合に限る。</p> <p>※ 受電設備（区分開閉器、断路器、遮断機、変圧器、保護継電器等）及び系統連系に関わる工事の費用は補助対象外とする。</p>

※申請に当たって、不明な点は事前にSIIに相談をすること。

【見積取得時の注意事項】

- ・ 交付申請時に期限等が有効な見積書であること
- ・ 補助対象経費と補助対象外経費が明確に判別できる見積明細を取得する又は作成すること
- ・ 見積依頼先に同一資本関係にある法人（関係会社等）が含まれる場合は、必ず同一資本関係にない法人2者以上から見積書を取得すること
- ・ 見積時に工事の請負先が必要な資格等を有する事業者であることを確認すること
- ・ 見積条件を統一していない等、適正な価格競争が実施されていないとSIIが判断した場合、見積書の再提出を求めることがある
- ・ 三者見積のうち、補助対象経費が最低価格であった事業者の見積金額を用いて補助金計算を行うこと

1. 事業概要

● 補助対象外設備及び補助対象外経費の留意点

- ・ 交付申請時の事業計画から変更があり、DR対応不可な機器構成に変更する場合の補助対象設備等に係る費用は補助対象外とする。
- ・ 補助対象設備が、当該蓄電システムを稼働させる上で合理的な構成であるかどうかについて、SIIは確認を求める場合がある。また、その確認において、当該補助事業に要する経費として申請を行っていない内容についても、SIIが開示を求めた場合には、開示すること。
- ・ 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して申請すること。
その場合、次の算式を明記すること。
【補助金所要額 - 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 = 補助金額】
- ・ 金融機関に対する振込手数料は、補助対象外とする。但し、振込手数料を取引先が負担しており、取引価格の内数になっている場合は補助対象として計上することが可能。
- ・ 自社からの調達がある場合は、利益相当分を補助対象経費から排除すること。（P.37参照）
- ・ 運転開始時点で使用する予定のない設備、予備品及びそれらに必要な工事は補助対象外とする。
- ・ その他、SIIが対象経費として認められないと判断した経費は、補助対象外とする。

● 他の国庫補助金等との併用

本補助金と、他の国庫補助金（負担金、利子補給金並びに補助金適正化法第2条第4項第1号に掲げる補助金、及び同項第2号に掲げる資金を含む。）の併用はできない。

- ・ 税制優遇との併用可否については、それぞれの税制担当窓口を確認すること。
- ・ 本事業で申請している補助対象設備を、他の国庫補助金でも申請し、交付決定前に他の国庫補助金が交付された場合、速やかにSIIに連絡すること。
- ・ 地方自治体を実施する補助金や助成金との併用については、当該地方自治体に確認すること。

1. 事業概要

1-9. 申請単位

1 申請あたりの申請単位：

一般送配電事業者等との系統連系契約（申込）ごと又は小売電気事業者との電力契約ごと

1-10. 補助率・補助上限額

補助率及び補助上限額は、以下の表のとおりとする。

補助金の金額は、以下の計算で算出した金額のうち、最も低い金額となる。

※算出の際、1円未満は切り捨て

- ① 補助金基準額及び評価による補助増額から算出される金額
- ② 設計費、設備費及び工事費の合計金額に補助率を乗じた金額
- ③ 1申請あたりの補助上限の金額

対象設備	補助金基準額※ (1台あたり)	費用区分	補助率	補助金上限額 (1申請あたり)
小規模業務産業用 蓄電システム	3.75万円/kWh 蓄電容量	設計費 設備費 工事費	1/3以内	1,500万円

●蓄電システム評価による補助増額

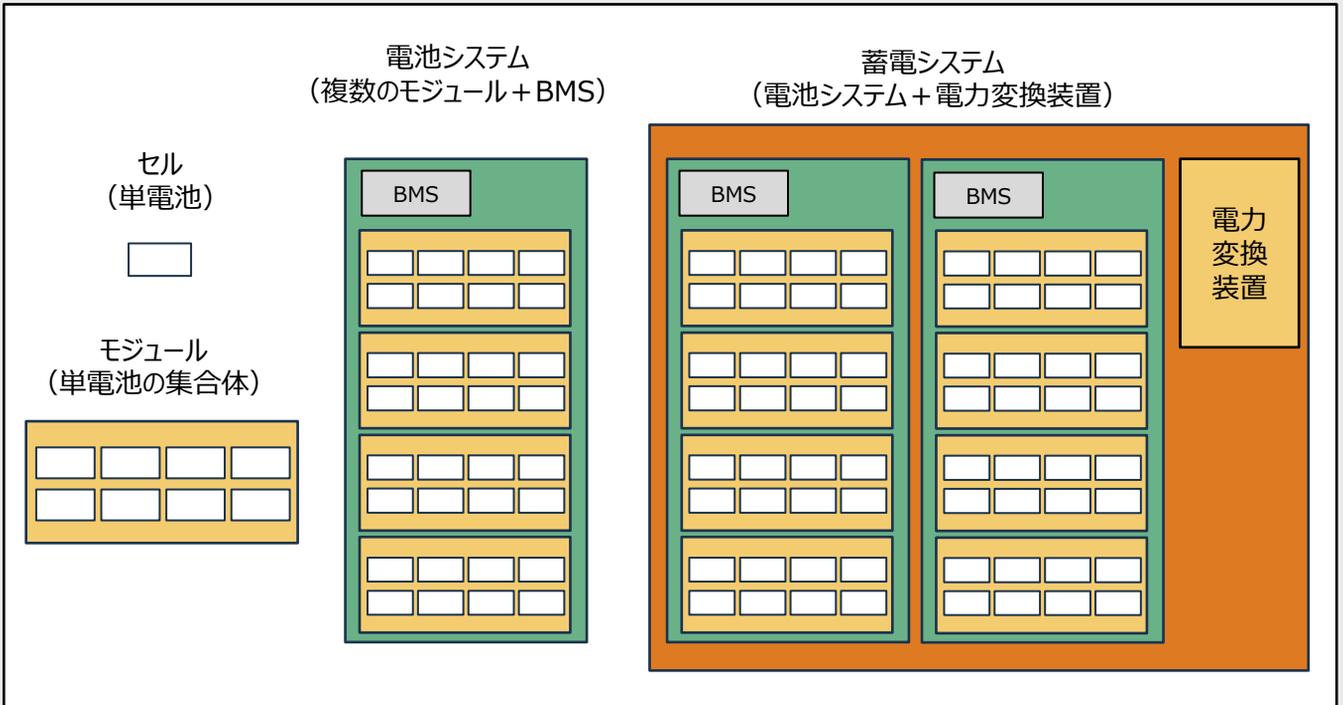
以下の項目における評価基準を満たす蓄電システムについては、補助金基準額に下記kWh単価を上乗せする。複数項目の評価基準を満たす場合は上乗せ分を重複させることが可能。

項目	評価基準	増額
レジリエンス	故障や自然災害など有事の際のレジリエンス確保の観点から以下の2点を共に満たしている場合 ・蓄電システムの早期復旧や原因解明が可能な体制が整えられている ・蓄電システムに異常が見つかった場合に備えて、代替する電池システムの主要部品（電池セル等）を迅速に供給できる拠点が整えられている	0.1万円/kWh 蓄電容量
廃棄物処理法上の広域認定の取得	採用予定の蓄電システムの製造、加工、販売等の事業を行う者が、廃棄物処理法上の広域認定において蓄電池関連製品での認定を取得している	0.1万円/kWh 蓄電容量

1. 事業概要

補足① セル、モジュール、電池システム、蓄電システムの範囲について

セル、モジュール、電池システム、蓄電システムの範囲は下記図のとおりとし、総称して蓄電池と定義する。



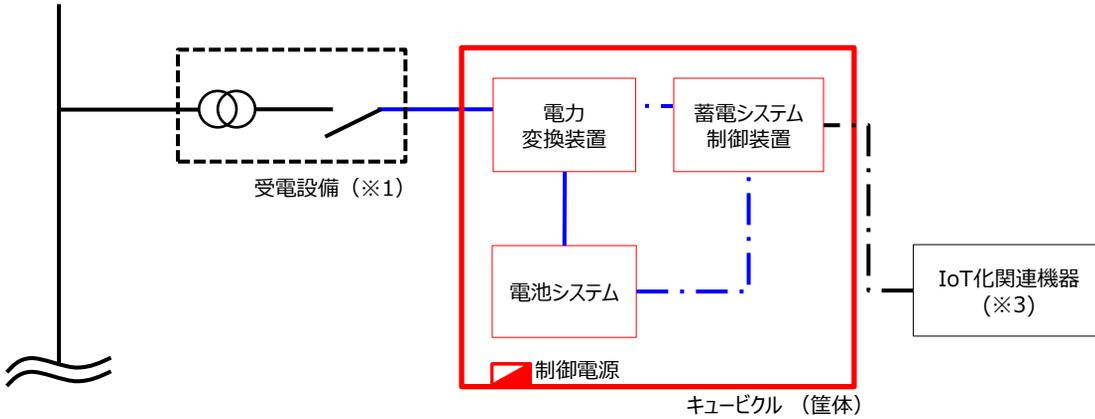
小規模業務産業用蓄電システムの補助対象範囲（ブロック図）

赤線：蓄電システム設備費の補助対象
 青線：蓄電システム工事費の補助対象
 黒線：蓄電システムの補助対象外

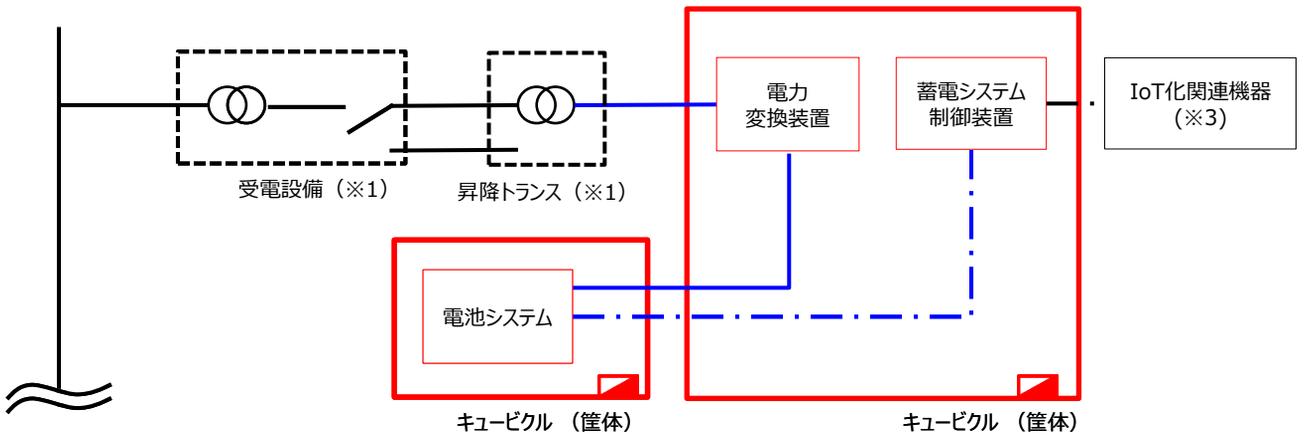
—：電力線
 - - -：制御線

系統（高圧）

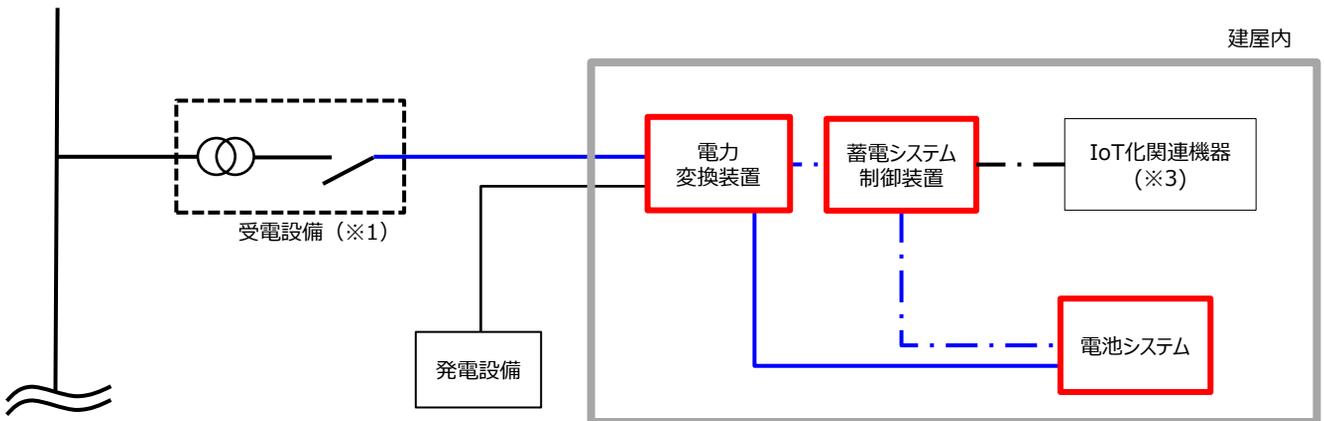
①全ての装置・蓄電池部を同じキュービクル（筐体）に収納する場合



②装置・蓄電池部を別のキュービクル（筐体）に収納する場合



③建屋内に設置且つ再エネ発電設備用電力変換装置と一体型の場合（※2）



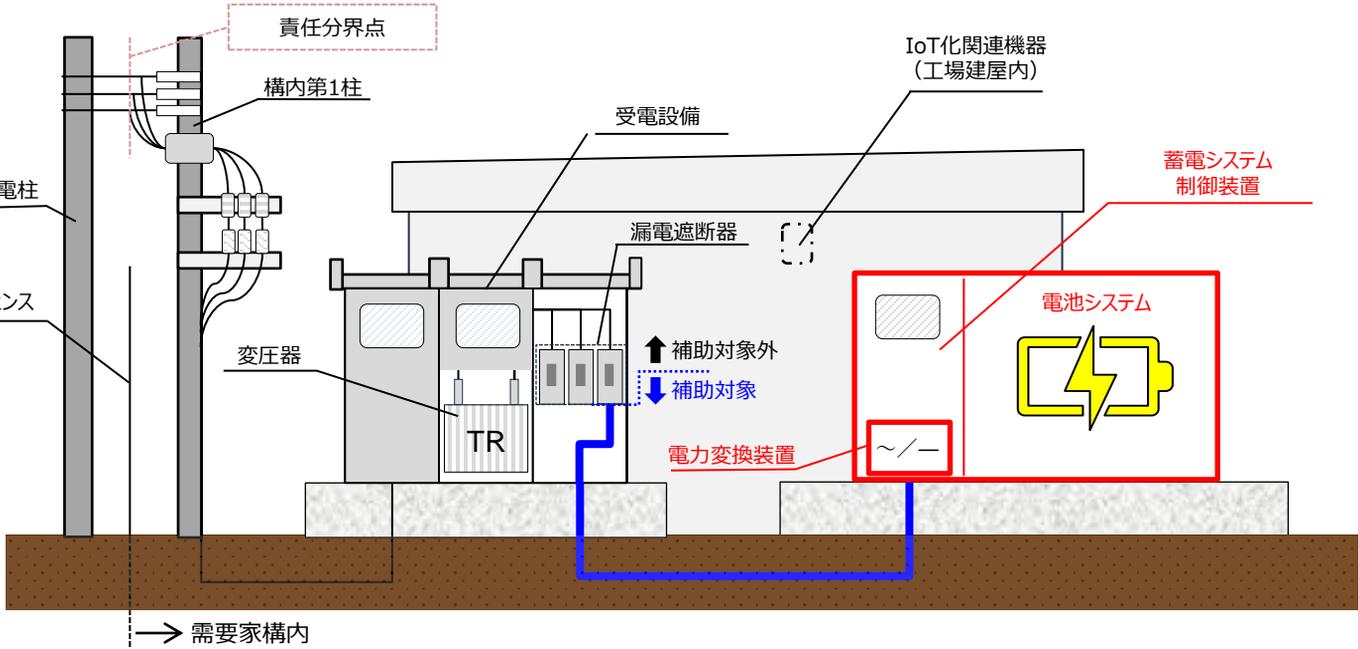
- ※1 受電設備（区分開閉器、断路器、遮断機、変圧器、保護継電器等）は補助対象外とする。
- ※2 再エネ発電設備の電力変換装置と一体型の場合は、蓄電システムに係る部分のみを切り分けること。
- ※3 本事業で小規模業務産業用蓄電システムを申請する場合、「デマンドリスポンスの拡大に向けたIoT化推進事業」でIoT化関連機器を補助対象設備として申請を行うことが可能。

小規模業務産業用蓄電システムの補助対象範囲（イメージ図）

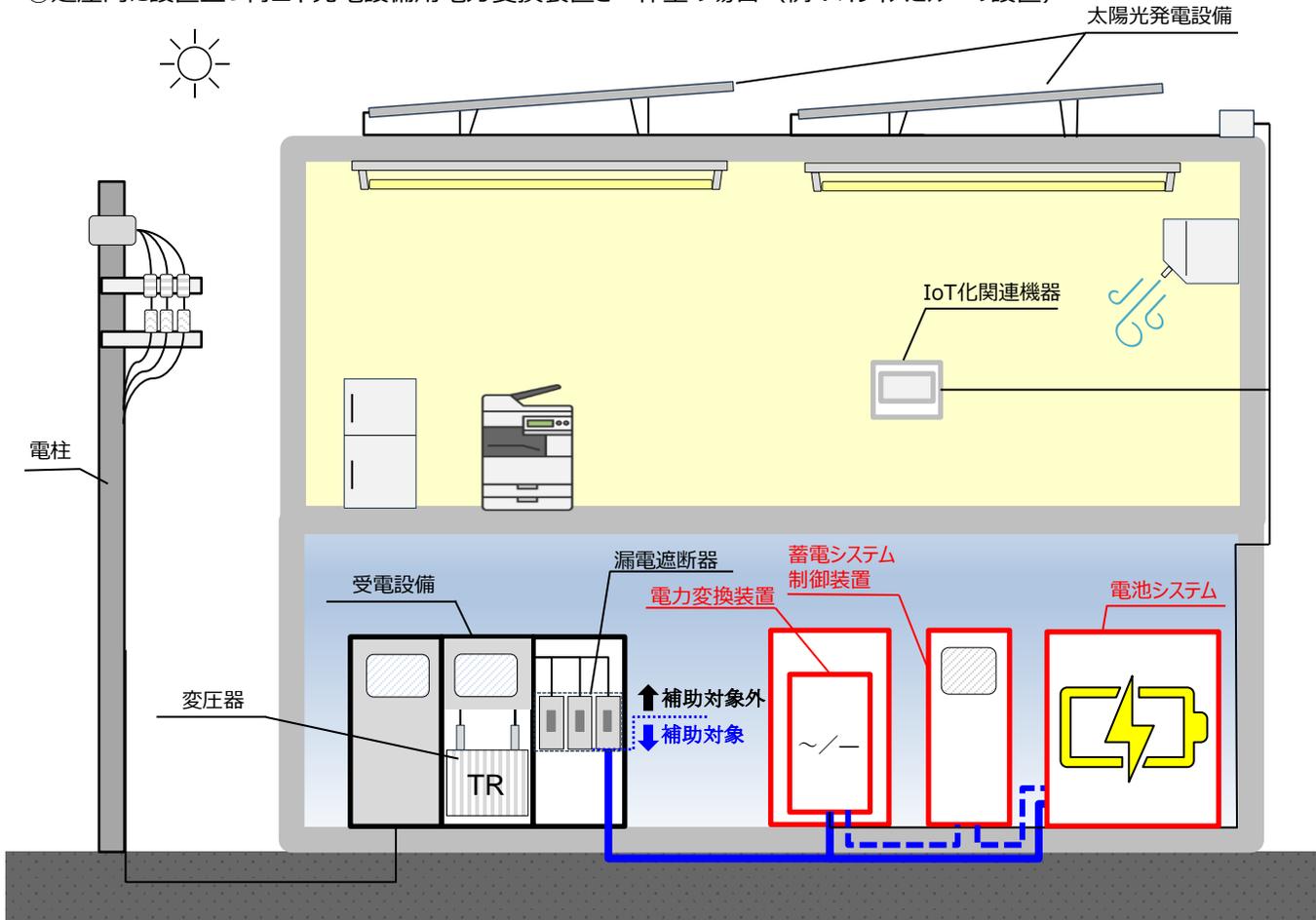
P.16にて示したブロック図①、③のイメージ図

- 赤線：蓄電システム設備費の補助対象
- 青線：配線（電力線、制御線）
- 黒線：蓄電システムの補助対象外

①全ての装置・蓄電池部を同じキュービクル（筐体）に収納する場合（例：工場屋外への設置）



③建屋内に設置且つ再生発電設備用電力変換装置と一体型の場合（例：オフィスビルへの設置）



1. 事業概要

1-11. 補助事業期間

補助事業の開始日と完了日については、下記のとおりとする。

・補助事業開始日

補助事業の開始日は、SIIが補助事業の交付を決定した日（交付決定日）以降とする。

※ 交付決定前に小規模業務産業用蓄電システムに係る発注・契約を行った場合は補助対象外とする

※ 交付決定前に着手可能／着手不可の行為については、P.29を参照のこと

※ 原則として三者見積又は競争入札によって、相手先を決定すること

三者見積又は競争入札は交付決定前の実施・提出も可とする

SIIは補助事業者が発注を行う前に三者見積又は競争入札の検査を行う

三者見積についてはP.31を参照のこと

・補助事業完了日

補助事業の完了日は、補助事業が下記①～⑤を全て完了させた日とする。

① 補助対象設備に係るDR契約の締結（又は同意）完了又はDRメニューの加入完了

② 補助対象設備の設置完了

③ 補助対象設備の試運転完了

④ 補助対象設備の検収完了

⑤ 申請者（補助事業者）による補助対象経費の全額支出の完了

※ 補助事業完了時に電力系統への接続が未完であり、運転開始及びDR開始がされていない場合、DR対応期間はDR開始の翌年度末までとする。

※ 補助事業完了時に電力系統への接続が未完であり、蓄電設備への電源供給が開始されていない場合でも、蓄電システムへの制御電源引き込みを必須とし、補助対象設備（蓄電システム）の稼働が確認できること。なお、試運転の内容等、不明点がある場合は事前にSIIに連絡の上、相談すること。

1-12. 公募期間

公募期間：2026年3月24日（火）～ 未定

補助金申請額の合計が予算額に達した場合、申請受付期間内であっても交付申請の受付を終了する。予算状況はSIIのHPを参照のこと。

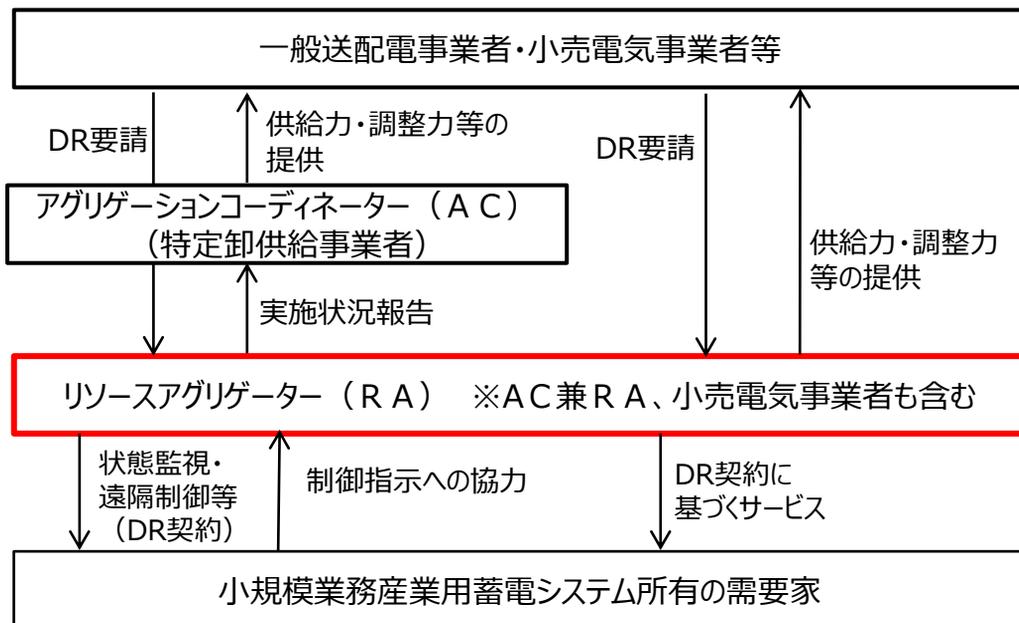
2. アグリ型

2-1. 蓄電池アグリゲーターの位置付け

本事業における蓄電池アグリゲーターとは、本事業を通じて導入される蓄電システムを活用し、電力需給ひっ迫時や再エネ出力制御にあわせて需要家が所有している蓄電池に対してDRを行う事業者である。

※蓄電池アグリゲーターは本事業においてのみ使用される文言であり、電気事業法における特定卸供給事業者とは異なる。

【参考】 DRの実施体制イメージ



※赤枠が本事業にて、登録対象となる蓄電池アグリゲーター

2-2. 蓄電池アグリゲーターの要件

以下①～⑦の要件を全て満たす事業者を、蓄電池アグリゲーターとして、SIIは登録及び公表をする。

- ① 日本国内において事業活動を営んでいる法人であること。
- ② 補助事業者の事業を確実に遂行するために必要な経営基盤を有し、事業の継続性が認められる者であること。
- ③ 需要家所有の蓄電システムの状態を監視し、遠隔制御・制御指示等することが可能な者であること。
- ④ 本事業の実施及びその後の各種電力市場等への調整力等の供出に関して、法令、規程、エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネスに関するサイバーセキュリティガイドライン（以下、「ERABサイバーセキュリティガイドライン」という）、その他各種セキュリティガイドライン等に基づいた適切な対策等を実施できる者であること。
- ⑤ 遠隔制御・制御指示等を実施するにあたり、蓄電システムとは別に新たにIoT化関連機器を設置する場合は、JC-STAR★1を取得したIoT化関連機器を通じて制御を行う者であること。
- ⑥ 経済産業省から補助金等停止措置又は指名停止措置が講じられていない者であること。
※ その他、公的資金の交付先として社会通念上適切と認められない者からの申請は認めない。
- ⑦ その他、次ページに記載する蓄電池アグリゲーターの役割を全て責任をもって遂行できる者であること。

2-3. 蓄電池アグリゲーターの役割

本事業での蓄電池アグリゲーターの役割・対応業務は下表のとおりとする。

No.	業務項目	業務概要
1	SIIへの登録	SIIへ蓄電池アグリゲーター登録を行うこと 登録内容に変更が生じた場合は速やかにSIIへ報告をすること
2	必要情報の提供	SIIが外部向けに作成する蓄電池アグリゲーター一覧に必要な情報を提供すること
3	DRの説明	申請者に対して、自社が行うDRについてしっかりと説明をすること
4	DR契約の締結 (DRの同意)	本事業を通じて導入される蓄電システムをDR制御対象としたDR契約を申請者（需要家）と締結すること。また、DR契約は蓄電システムの状態監視、遠隔制御／制御指示をすることが確認できる内容の契約であること なお、個人情報の取り扱いについても明記すること
5	DRの実施	DR報告期間中はP.22 2-4で定められたDRを行うこと。制御指示を行う際は、指示を行った証跡として電磁的記録を残すこと なお、DR発動の際は、当該エリアの状況に合わせて発動すること IoT化機器を新たに設置して、DRを行う場合はJC-STAR★1を取得したIoT化機器を通じて制御を行うこと
6	DRの実施状況報告	P. 22 2-5で定められた実施状況の報告及びデータ取得期間のデータを国又はSIIから求められた場合はSIIが指定するデータを提出すること
7	確定検査のサポート	SIIは必要に応じて現地確認を含む確定検査を行う。蓄電池アグリゲーターはSIIが行う確定検査のサポートを行うこと
8	その他	その他、本事業を実施するにあたって、国及びSIIから指示する業務へ対応すること

2-4. DR契約について

本事業におけるDR契約とは、需要家が本事業を通じて導入した小規模業務産業用蓄電システムを活用して、蓄電池アグリゲーターが蓄電システムの状態を監視し、需給ひっ迫時の下げDR及び再エネ出力制御対策に寄与する上げDRを遠隔制御又は制御指示等でコントロールすること等を契約内容に含み、契約期間は少なくとも事業完了後～2028年3月31日までとすること。



POINT

- 需給ひっ迫時の下げDR
 - 再エネ出力制御対策時の上げDR
- 遠隔制御又は制御指示等で両方のコントロールを行うこと

2-5. 本事業におけるDRの流れ

蓄電池アグリゲーターは本事業にてDR契約を締結した需要家が導入した蓄電システムに、DR対応期間中は以下の①～③の時にはやむを得ない場合を除き、DR要請又は遠隔制御を行い、国又はSIIから実施状況の報告を求められた場合には実施状況を報告すること。

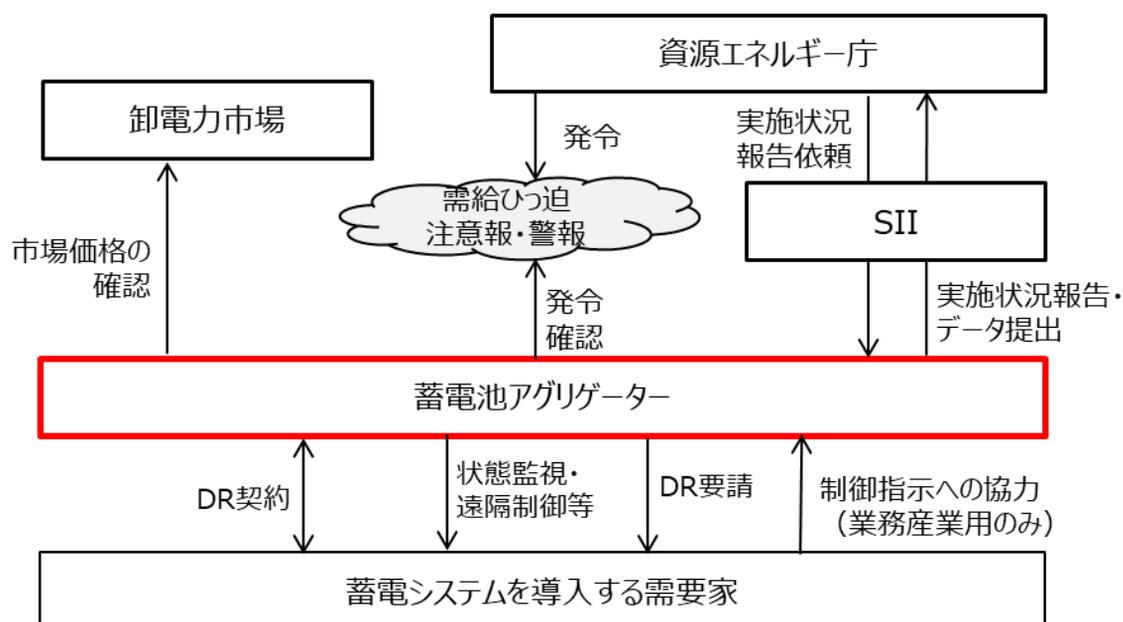
- ① 需給ひっ迫注意報発令時 ② 需給ひっ迫警報発令時 ③ 国からの節電要請
※節電要請期間中のDRは任意とする。

また、①～③の実施状況報告とは別に再エネ出力制御が見込まれる以下の【データ取得期間】はSIIが別途指定するデータを取得し、国又はSIIから求められた場合はデータを提出すること。

※データ取得期間は、補助事業者とのDR契約開始以降とする。

- 【データ取得期間】
- ・2026年10月22日（木）0:00 ～ 2026年11月11日（水）24:00
 - ・2027年 4月22日（木）0:00 ～ 2027年 5月12日（水）24:00
 - ・2027年10月21日（木）0:00 ～ 2027年11月10日（水）24:00

本事業のDR契約に基づくDRイメージ（例）



※実施状況報告の内容については、別途採択を受けた蓄電池アグリゲーターにSIIから伝えることとする。

※DR対応期間中にDR契約の継続が困難となった場合は、早急にSIIに相談すること。

2-6. 蓄電池アグリゲーターの登録

本事業に参加する蓄電池アグリゲーターは、Jグランツを使用してSIIへ登録申請を行うこと。SIIは登録申請を受け、審査を行った後、蓄電池アグリゲーターの登録及び公表を行う。

○登録申請受付期間：2026年3月24日（火）～ 未定

※登録申請受付～登録公表は1週間～3週間程度

2-7. 申請方法

登録申請は電子申請システム「Jグランツ」を利用して行うこと。

登録申請の流れ

1	交付規程・公募要領の確認	✓ 交付規程・公募要領・SII補足資料を確認。
2	GビズIDの取得	✓ GビズIDのWebサイト (https://gbiz-id.go.jp/top/index.html) にてGビズIDプライムアカウントを登録すること。取得方法については、「GビズIDの取得について」を確認すること。
3	事業計画の立案	✓ SIIのHPより様式をダウンロードし、実施事業の計画を立案。
4	登録申請の準備	✓ 添付書類を取り揃える。 ※ 提出書類に不備・不足がある場合は、審査の対象外となり得るので留意すること。
5	Jグランツに入力・申請	✓ Jグランツにログイン ✓ 申請書類（Excel書式等）の電子データをJグランツに添付し、必要事項を全て入力の上で、申請する。

2-8. 添付書類

登録申請時は以下の書類をJグランツに添付をすること。

指定書式はSIIのHPからダウンロードし、使用すること（No.1を除く。）

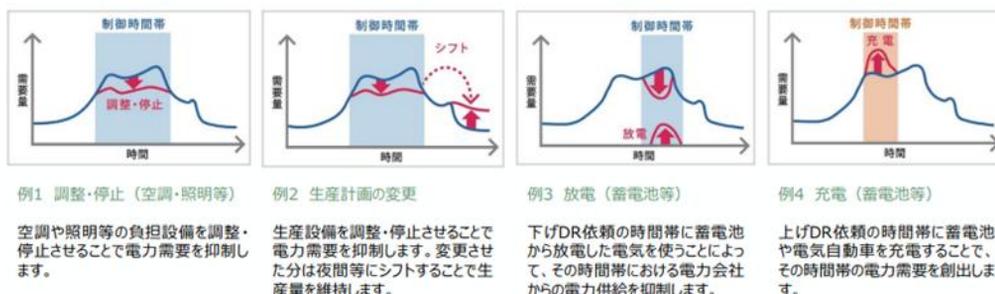
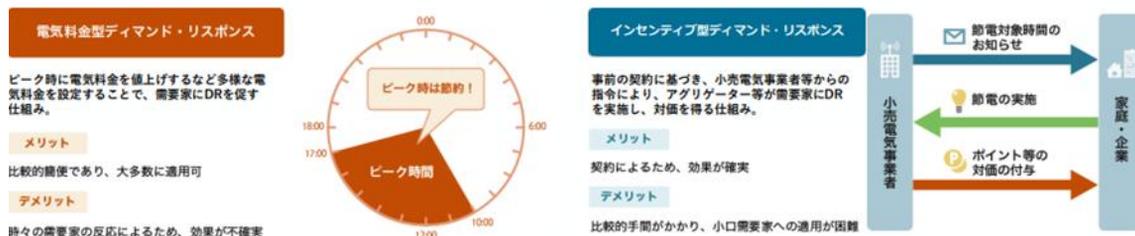
No.	書式	書類名称	備考
1	指定	蓄電池アグリゲーター登録申請書	Jグランツ入力のみ
2	指定	暴力団排除に関する誓約事項	
3	自由	決算報告書（直近2年分）	
4	自由	情報セキュリティポリシー等	ISO/IEC 27001に沿った体制・取組みがとられていることがわかる資料（社内規程等）。ISMS認証等の国際的に認められた認証を取得されている場合は、取得されていることを確認できる資料でも可
5	指定	DRビジネスモデル	DRの手法、制御方法等について記載すること
6	自由	DR契約書ひな型	需要家と締結するDRに係る契約書等のひな形を添付すること

3.小売型

3-1. 小売電気事業者の位置づけ

本事業における小売電気事業者とは、需要の抑制／創出に貢献が可能なメニューを提供し、電力需給のコントロールを行う事業者である。小売電気事業者は事前にSIIにDRメニューを登録すること。SIIに登録可能なDRメニューは電気料金型DRとインセンティブ型DRとする。

【参考】DRの種類



出典：総合資源エネルギー調査会 分散型エネルギー推進戦略ワーキンググループ

https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/jisedai_kiban/distributed_energy_wg/pdf/001_03_00.pdf

※参考は、電気料金型DRとインセンティブ型DRを示す一般的な例であり、DRメニューはこの限りではない。

3-2. 小売電気事業者の要件

以下①～⑦の要件を全て満たす事業者を、小売電気事業者として、SIIは登録及び公表をする。

- ① 電気事業法第二条の二に基づき、経済産業大臣の登録を受けた法人であること。
- ② 補助事業者の事業を確実に遂行するために必要な経営基盤を有し、事業の継続性が認められる者であること。
- ③ 本事業の目的に資するDRメニューを有し、需要家に提供可能であること。
- ④ 本事業の実施及びその後の各種電力市場等への調整力等の供出に関して、法令、規程、ERABサイバーセキュリティガイドライン、その他各種セキュリティガイドライン等に基づいた適切な対策等を実施できる者であること。
- ⑤ 遠隔制御・制御指示等を実施するにあたり、蓄電システムとは別に新たにIoT化関連機器を設置する場合は、JC-STAR★1を取得したIoT化関連機器を通じて制御を行う者であること。
- ⑥ 経済産業省から補助金等停止措置又は指名停止措置が講じられていない者であること。
※ その他、公的資金の交付先として社会通念上適切と認められない者からの申請は認めない。
- ⑦ その他、「3-3.小売電気事業者の役割」に記載する本事業内においてのみ求められる小売電気事業者の役割を全て責任をもって遂行できる者であること。

3-3. 小売電気事業者の役割

本事業においてのみ求められる小売電気事業者の役割・対応業務は、下記の表のとおりとする。

No.	業務項目	業務概要
1	SIIへの登録	SIIへ小売電気事業者の登録及びDRメニューの登録を行うこと 登録内容に変更が生じた場合は速やかにSIIへ報告をすること
2	必要情報の提供	SIIが外部向けに作成する小売電気事業者一覧及びDRメニュー一覧に必要な情報を提供すること（DRメニューに活用可能な蓄電システム種別等）
3	DRメニューの説明	小売電気事業者は申請者（需要家）に対して自社が提供するDRメニューについてしっかりと説明をすること
4	DRメニュー加入の確認	申請者（需要家）がSIIに登録されたDRメニューに加入していることを確認すること
5	DRの実施	DR対応期間中は申請者（需要家）へのDRメニュー提供を継続すること なお、DR発動の際は、他のエリアの情報を参照せず、当該エリアの状況に合わせて発動すること 継続が困難になった場合は、契約終了となる前にSIIに報告すること IoT化機器を新たに設置して、DRを行う場合はJC-STAR★1を取得したIoT化機器を通じて制御を行うこと
6	DRの実施状況報告	No.5に伴い、DR対応期間中は3-5に定められたデータ取得期間のデータ提出を国又はSIIから求められた場合はSIIが指定するデータを提出すること
7	確定検査のサポート	SIIは必要に応じて現地確認を含む確定検査を行う。小売電気事業者はSIIから求められた場合は、SIIが行う確定検査のサポートを行うこと
8	その他	その他、本事業を実施するにあたって、国及びSIIから指示する業務へ対応すること

3-4. DRメニューについて

本事業におけるDRメニューは、需要家が本事業を通じて導入した小規模業務産業用蓄電システムを活用して、需要の抑制及び創出に貢献が可能なメニューであること。電気料金型DRについては、加入期間は少なくとも2028年3月31日まで継続することを前提とすること。インセンティブ型DRについては、サービス提供期間終了後もDR対応期間中に小売電気事業者が類似のメニューを提供する際は、小売電気事業者は補助事業者にサービスについて事前に案内をすることとし、補助事業者は加入を検討すること。



POINT

- 需給ひっ迫時の需要抑制
 - 再エネ出力制御対策時の需要創出
- 両方が可能なメニューであること

3-5. データ報告について

本事業において登録された小売電気事業者は、DR対応期間中はDRメニューに加入した補助事業者を対象に、再エネ出力制御が見込まれる以下の【データ取得期間】のスマートメータ30分値の集計情報を国又はSIIの求めに応じて報告すること。

※データ取得期間は、補助事業者の蓄電システム設置又はDRメニュー加入以降とする。

【データ取得期間】	・2026年10月22日（木） 0:00 ～ 2026年11月11日（水） 24:00 ・2027年 4月22日（木） 0:00 ～ 2027年 5月12日（水） 24:00 ・2027年10月21日（木） 0:00 ～ 2027年11月10日（水） 24:00
-----------	---

3-6. 小売電気事業者の登録

本事業に参加する小売電気事業者は、J Grantsを使用してSIIへ登録申請を行うこと。SIIは登録申請を受け、審査を行った後、小売電気事業者の登録及び公表を行う。

登録申請受付期間 : 2026年3月24日（火）～ 未定

※登録申請受付～登録公表は1週間～3週間程度

3-7. DRメニューの登録

本事業に参加を希望する小売電気事業者が登録可能なDRメニューは需要の抑制／創出に貢献が可能なメニューとする。小売型の申請者が選べるDRメニューは小売電気事業者がSIIに登録したメニューのみであるため、本事業に参加する小売電気事業者は、SIIへDRメニューの登録申請を行うこと。SIIは登録申請を受け、審査を行った後、DRメニューの登録及び公表を行う。

登録申請受付期間 : 2026年3月24日（火）～ 未定

3-8. 申請方法

登録申請はJ Grantsに必要な事項の入力及び必要書類の添付をして行うこと。申請の流れについてはP.23【2-7.申請方法】の手順を参照すること。

3-9. 添付書類

本事業に参加を希望する小売電気事業者の事業者登録及びDRメニューの登録申請はJ Grantsで行い、以下の書類を添付すること。

指定書式はSIIのHPからダウンロードし、使用すること。（No.1を除く。）

No.	書式	書類名称	注意事項
1	指定	小売電気事業者登録申請書	J Grants入力のみ
2	自由	決算報告書（直近2年分）	
3	指定	DRメニュー登録リスト	指定書式の内容に沿って作成し提出すること 別添資料で説明することも可
4	自由	DRメニュー詳細資料	パンフレット、約款等。HPの出力でも可 DRメニュー登録リストに記載したものを提出すること
5	自由	DRメニューに加入していることがわかる証憑（サンプル）	DRメニュー登録リストに記載したものを提出すること 需要家実績報告時に、DRメニューに加入していることを示す証憑を提出する必要があるため、そのサンプルを提出すること

4. 交付申請

4. 交付申請

4-1. 申請期間

申請者はJグランツに必要な事項の入力及び必要書類の添付を行い、申請をする。

《交付申請書受付期間》

蓄電池アグリゲーター／小売電気事業者初回登録公表日 ～ 未定

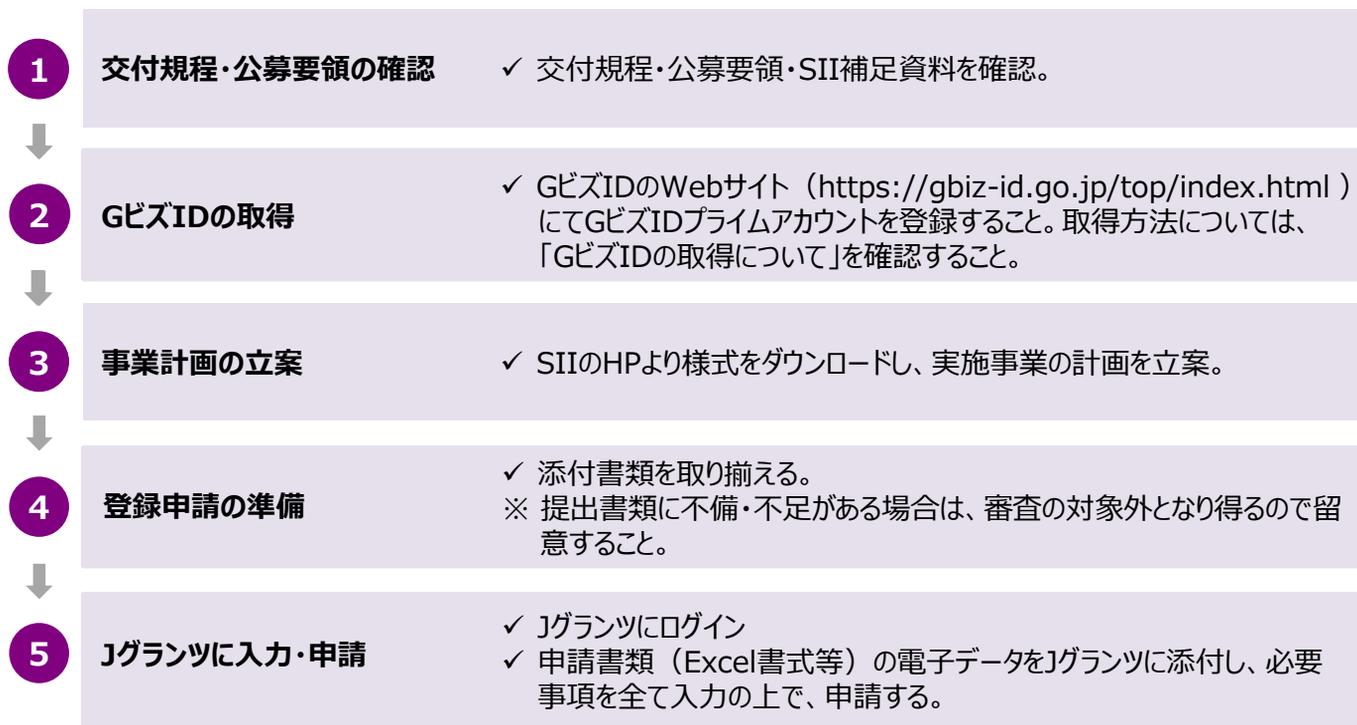
交付決定： 随時 ※ 3週間～6週間程度の審査期間を予定

交付申請の補助金額の合計が予算額に達した場合、申請受付期間内であっても交付申請の受付を終了する。予算状況はSIIのHPを参照のこと

4-2. 申請の流れ

交付申請は電子申請システム「Jグランツ」を利用して行うこと。

交付申請の流れ



交付決定前に着手可能	交付決定前に着手不可
<ul style="list-style-type: none"> ・見積取得 ※ 上記は交付申請までに行うこと 以下は交付決定後の着手開始も可能 ・系統に係る手続き ・需要家-蓄電池アグリゲーター／小売電気事業者間の契約 ・FITの変更認定申請（必要な場合） 	<ul style="list-style-type: none"> ・需要家-蓄電池システム販売事業者及び工事事業者間の蓄電池システムに係る契約又は受発注 ・補助対象経費に係る工事 ・代金支払い

4. 交付申請

4-3. 提出書類一覧

交付申請はJグランツを使用するため、添付書類に○が付いていないものは、Jグランツ上で入力をするのみで可とする。No.1、2以外の指定書式は、SIIのHPよりダウンロードして使用すること。

No.	書式	書類名称	添付書類	注意事項
1	指定	交付申請書		Jグランツ入力のみ
2	指定	補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額		Jグランツ入力のみ
3	指定	役員名簿	○	法人のみ 共同申請者含め全社分添付すること
4	自由	決算報告書（直近2年分）	○	
5	指定	実施体制図	○	
6	指定	暴力団排除に関する誓約事項	○	
7	自由	見積（依頼）仕様書	○	見積を作成する上での仕様が確認できるもの
8	自由	見積書	○	交付申請時の三者見積提出は必須とはしないが、三者見積を交付申請時に提出可能な場合は三者見積検査の提出書類も全て提出すること ※三者見積の提出についてはP.34参照
9	指定	見積内訳書	○	見積書の内訳書は、原則、指定書式を用いて作成すること 補助対象経費と補助対象外経費が切り分けられていること
10	指定	導入設備情報	○	
11	指定	システム構成図	○	導入する機器とJC-STAR★1の取得対象機器と取得内容との整合、セキュリティ対策を明示すること
12	自由	設備の製品カタログ、仕様書等詳細資料	○	
13	自由	類焼試験に適合していることの第三者機関による証明書及び証明書に関わる資料	○	原則、交付申請時に提出すること ※要求事項詳細はP.11参照
14	自由	単線結線図	○	
15	自由	配置図	○	

以下は必要に応じて

16	指定	IoT化関連機器一覧	○	DR制御のためにIoT化機器を新規で設置する場合は提出すること
17	指定	設備設置承諾書	○	補助対象設備の所有者と、土地や建物の所有権が異なる場合のみ ESCO、TPOの場合は不要
18	自由	リース契約書（雛形）	○	リースの場合のみ
19	指定	リース内訳書	○	リースの場合のみ
20	自由	ESCO契約書（雛形）	○	ESCOの場合のみ
21	自由	TPOサービス契約書（雛形）	○	TPOモデルの場合のみ

4. 交付申請

4-4. 三者見積について

交付申請時には三者見積の提出を必須としないが、補助事業者が発注を行うまでに、SIIは三者見積の検査を行うこととする。（三者見積検査については、P.34参照）SIIによる三者見積の検査が完了するまで原則発注を行うことは認められない。

三者見積の提出の時期は、交付申請書提出時～発注前であれば任意とする。

なお、三者見積における最安値の事業者以外に発注を行う場合の補助対象経費の上限は、発注先の補助対象経費でなく、三者見積の最安値を補助対象経費の上限とする。

※ 三者見積を行う場合、以下の点に留意すること

- ・ 同一の見積条件による三者以上の競争見積（相見積）又は競争入札を行い、選定する補助対象設備及び発注先を決定したのちに提出すること。
- ・ 三者見積はそれぞれ、補助対象・補助対象外の項目が内訳書等で同等の粒度で分かれたものを提出すること。なお、申請者（補助事業者）自身が補助対象・補助対象外の整理を行うことも認める。また、**見積書の内訳書は、原則、SII指定書式の見積内訳書を用いて作成すること。**内訳書の指定書式は、SIIのHPよりダウンロードし、使用すること。
- ・ 見積依頼仕様書（見積図面等）を作成し、書面による見積依頼（見積依頼する仕様を明確にすること）を行うこと。
- ・ 見積依頼仕様書において、メーカー指定、機種指定、発注先指定等を行わないこと。
- ・ 三者見積を行うことについて、稟議書や役員会議議事録等をもって内部で承認されたことがわかるようにすること。
- ・ 発注先の選定の承認に関して、選定理由書を作成すること。
- ・ 競争入札を行う場合、当該補助事業者の規定に基づいて実施すること。

※ 導入する設備の特性等の理由により三者見積・競争入札の実施が出来ない場合、合理的な理由がある場合に限り随意契約を認める場合がある。その場合事前にSIIに相談し指示を仰ぐこと。

4-5. 問い合わせ

公募に関するお問い合わせ、申請方法等の相談・連絡

一般社団法人 環境共創イニシアチブ

業務産業用蓄電システム導入支援事業（DR業産用蓄電池事業） 窓口担当

TEL：03-6281-5085

MAIL：dr_ess_shinsa@sii.or.jp

WEB：https://sii.or.jp/DRchikudenchi_gyousan07r/

受付時間は平日10:00～12:00、13:00～17:00

※通話料がかかりますので、ご注意ください。

Gビズ IDに関するお問い合わせ

HP：<https://gbiz-id.go.jp/top/>

J Grantsのシステム仕様に関するお問い合わせ

HP：<https://www.jgrants-portal.go.jp/>

※申請内容に関するお問い合わせは上記SIIまでご連絡ください。

5.事業の実施

5. 事業の実施

5-1. 審査及び交付の決定について

SIIは交付申請書に記載された事業内容等について、交付要件等の審査を行った後、採択者を決定する。

SIIは、交付規程に従って採択された補助事業者に交付決定通知を行う。なお、通知方法はJグランツとする。

※ 交付決定通知に記載の金額は、補助事業者に対して実際に交付する補助金の額ではない。

補助事業完了後、補助事業者から実績報告書の提出を受けた後にSIIが実施する「確定検査」において補助金額を確定する。

5-2. 採択結果の公表について

SIIは、補助金の交付決定後に、採択件数及び採択された事業に関する情報（交付決定日、補助事業者名、交付決定金額等）をSIIのHPで公表する。

なお、交付決定等に関する情報は、Gビズ INFOにおいてオープンデータとして原則公表される。

※ 公開項目はJグランツ>[オープンデータ化](#)を参照

※ 「Gビズ INFO」Webサイト：<https://info.gbiz.go.jp/>

5-3. 採択事業者への連絡について

SIIは、交付決定日以降の事業実施方法等について、補助事業者向けの「補助事業実施の手引き」をSIIのHPに公開する。

5-4. 補助事業の開始について

補助事業者は、SIIから交付決定通知に記載された交付決定日以降に発注・契約を行うこと。なお、原則として三者見積又は競争入札によって、相手先を決定すること。三者見積又は競争入札は公募開始から交付決定前の実施も可とする。

また、補助事業者は発注・契約を行う前にSIIの三者見積検査を受ける必要がある。（詳細はP.34 5-6参照）

補助対象外部分の工事等に関する発注・契約が発生し、一括で契約する場合においても、それぞれの実施内容及び金額等が明確に確認できるようにすること（補助対象経費に関する発注・契約及び支払い等が明確に判別出来ない場合、補助金が支払われないことがある）。

5. 事業の実施

5-5. 補助事業の計画変更について

補助事業者は、交付申請時の事業内容の変更、補助事業に要する経費の配分額の変更又は補助事業の中止・廃止等をしようとするときは、SIIが軽微と判断するものを除いて、原則、所定の様式を用いて申請し、事前に承認を受ける必要がある。（SIIの承認を受けずに変更、中止、廃止等を行った場合は、補助金が支払われないことがある）

なお、補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとする場合で、各配分額のいずれか低い額の10%以内で変更する場合は、SIIの承認を受ける必要はない。

※何らかの理由により補助対象経費が増額となる事態が発生しても、交付決定金額の増額は原則認めない。

5-6. 中間検査（三者見積検査）

SIIは、補助事業者が発注を行う前に三者見積検査（発注前）を行う。競争入札を行った場合の検査については、SIIに事前に問い合わせること。また、必要に応じて中間検査（11月頃に実施想定）を行う場合がある。三者見積検査においては、以下の表の書類を提出すること。

中間検査に必要な書類においては、別途SIIからの指示に従うこと。

No.	書式	書類名称	提出要否	注意事項
1	指定	三者見積検査提出書類チェックリスト	必須	
2	指定	発注経過表	必須	指定書式はSIIのHPよりダウンロードし、使用すること
3	自由	見積（依頼）仕様書	必須	見積を作成する上での仕様が確認できるもの
4	自由	見積書	必須	同一条件の三者分の見積書であること
5	指定	見積内訳書	必須	見積書の内訳書は、原則、指定書式を用いて作成すること 指定書式はSIIのHPからダウンロードし、使用すること
6	自由	選定理由書	該当時のみ	随意契約や最安値を選定しない場合に提出すること

5-7. 補助事業の完了について

補助事業は、①補助対象設備に係るDR契約の締結（又は同意）完了又はDRメニューの加入完了、②補助対象設備の設置完了、③補助対象設備の試運転完了、④補助対象設備の検収完了及び⑤申請者（補助事業者）による補助対象経費の全額支出の完了、これら全てをもって事業の完了とする。

また、補助事業者から工事請負業者等への代金支払方法は、原則、検収翌月までに金融機関を通じた支払いで行うこと。原則、クレジット契約、クレジットカード払い、割賦契約、現金の手渡し、電子決済、ポイント等での支払い、手形、相殺等による支払いは認めない。また、ATMの振込明細は証憑として認められないので注意をすること。

なお、事業完了の遅延が見込まれる場合は、速やかにSIIに連絡すること。

※支払証憑については、事前に「補助事業実施の手引き」を確認すること。

5. 事業の実施

5-8. 実績報告及び額の確定について

補助事業者は、補助事業が完了した場合は、事業完了後30日以内又は実績報告提出最終期限のいずれか早い日までに実績報告書をSIIに提出すること。

SIIは、補助事業者から実績報告書の提出を受けた後、書類の審査（確定検査）及び必要に応じて現地調査を行い、事業の成果が交付決定の内容に適合すると認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。なお、確定検査を行うにあたり、補助事業者が用意する書類は補助事業実施の手引きで別途伝えるものとする。また、自社からの調達がある場合は、補助対象経費から利益相当分を排除すること。

⇒詳細はP.37「補足③ 利益等排除について」を参照のこと

5-9. 補助金の支払いについて

補助事業者は、SIIの確定通知を受けた後に精算払請求を行い、その後補助金の支払いを受けることとする。

※ 登録する口座に口座名・種別・口座番号の誤りや、登録時・着金時の間に口座を変更し、事業者事由により補助金振り込みができなかった場合、補助金の支払いを受けられない場合があるので注意すること

5-10. 取得財産等の管理等について

補助事業者は、補助事業の実施により取得した財産等（取得財産等）について、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的、効果的運用を図る必要がある。また、取得財産等の管理にあたっては、取得財産等管理台帳を整備し、その管理状況を明らかにしておくとともに、処分制限期間内に取得財産等を処分（補助金の交付の目的（補助金交付申請書に記載された補助事業の目的及び内容）に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう。）しようとする場合は、あらかじめSIIの承認を受ける必要がある。

※ 処分制限期間とは、導入した機器等の耐用年数期間をいう

※ 耐用年数は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）」に準ずる

※ 購入して取得した財産を、リース資産としての計上に切り替える場合も、譲渡に該当し、財産処分に該当する

5-11. 罰則・加算金等について

補助事業者による事業内容の虚偽申請、補助金等の重複受給、その他補助金適正化法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令、交付規程及び交付決定の際に付した条件などに違反する行為がなされた場合は、以下の措置が講じられる場合があることに留意すること。

- 交付決定の取消し、補助金の返還及び加算金や延滞金の納付
- 補助金適正化法第29条から第32条までの規定による罰則
- SIIから新たな補助金等の交付を一定期間行わないこと等の措置を執ること
- 補助事業者等の名称及び不正内容の公表

5.事業の実施

5-12. 暴力団排除について

- (1) 暴力団排除に関する下記①～⑤に記載されている事項に該当する者が行う事業に対しては、本補助金の交付対象とはならない。
- (2) 補助事業者は、補助金の交付の申請をするにあたって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記①～⑤のいずれにも該当しないことを補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもって誓約したものとす。また、個人情報（役員名簿等）について、暴力団排除の確認のために、事務局が所管官庁及び警察当局へ提供すること、並びに警察当局から当該情報の回答を受けることに同意するものとする。
- この誓約が虚偽又はこの誓約に反したことにより、補助事業者が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し受けない。

- ① 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき、又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者であるとき。
- ② 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- ③ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- ⑤ 自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、業務妨害行為等を行っているとき。

(3) 遵守事項に違反した場合は交付決定の取消しなどの措置が執られることになる。

(4) 補助事業者の役員等の名簿について交付申請書の添付書類として提出することとする。

補足② リース等の利用について

補助対象設備の所有者と、その設備の使用者が異なる場合 (リース等を利用する場合)

- リースを利用する場合は、所有者であるリース事業者等と、補助対象設備の使用者と共同で交付申請を行うこと。
- リース料から補助金相当分が減額されていることを証明できる書類（補助金の有無で各々、リース料の基本金額、資金コスト（調達金利根拠）、手数料、保険料、税金等を明示）を提示すること。
- 補助対象となる設備は、処分制限期間（法定耐用年数）の間使用すること。
リース期間は処分制限期間以上であること。
なお、処分制限期間内に財産処分を行う時は、事前にSIIの承認を受けること。
※ 詳細はP.35【5-10 取得財産等の管理等について】を参照のこと。
- 転リース等、通常のリースと異なる体制で本事業を実施する場合は、必ず申請前にSIIと協議を行い、その体制について許可を得ること。

補足③ 利益等排除について

補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達等に係る経費がある場合、補助対象経費の実績額の中に補助事業者の利益が含まれることは、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられる。このため、補助事業者自身での調達等を行う場合は、原価（当該調達品の製造原価など※）をもって補助対象経費に計上すること。

- ※ 補助事業者の業種等により製造原価を算出することが困難である場合は、他の合理的な説明をもって原価として認める場合がある。

6. 個人情報の取扱いについて

6. 個人情報の取扱いについて

【個人情報の取扱いについて】

(1) 個人情報の取得について

SIIは本事業の実施のため、以下(2)に記載する情報を取得します。これらの取得した情報を、(3)に記載する利用目的で利用し、(5)に記載する範囲・目的で提供することに、申請者は同意するものとします。

- SIIの個人情報保護方針は以下をご確認ください。

<https://sii.or.jp/privacy/>

(2) 取得する情報

SIIは以下を含む情報を取得します。

氏名、生年月日、住所、電話番号、メールアドレス、口座情報等の補助事業者情報

- ① DRの実施状況データ
- ② その他、本事業に必要な情報

なお、申請者が、SIIに提供する上記の情報に、申請者が自ら取得した個人情報が含まれる場合、SIIへの提供及びSIIから国等への提供に対して適切な同意を取得するものとします。

(3) 利用目的

SIIは(2)で取得した情報を以下の目的で利用します。

- ① 本事業の審査、管理、事業進捗状況の把握
- ② DRの実施状況・効果の把握
- ③ SIIの各種情報案内、アンケート・調査等の実施
- ④ その他、本事業の運営に必要な業務の実施

(4) 第三者への提供について

SIIは(2)で取得した情報を、以下の場合及び(5)へ記載する提供先を除き、第三者への提供を行いません。提供が必要となる場合は、事前に提供先と提供目的、提供する項目などを明示し、ご本人に同意いただいたものに限ります。

- ① 法令により提供を求められた場合
- ② 人の生命・身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合
- ③ 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けたものが法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(5) 本事業における提供先及び提供情報について

本事業では、以下の表に示す提供先、利用目的で取得情報を匿名加工は行わずに※1提供します。各提供先に本事業で取得した情報を提供する場合は、提供元と提供先で利用目的等を明示した適切な契約締結を行うか、利用規約等の明示を行います。

提供先※2	利用目的	提供情報	提供方法	備考
国	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業の申請状況・効果分析 ・その他、再エネ導入拡大に資する調査・研究 	(2) ①②③	メール、Webストレージ	
一般	<ul style="list-style-type: none"> ・交付決定事業者名(法人のみ)、交付決定金額の確認 	事業者名(法人のみ)、交付決定金額	SII HPへの掲載	※公開情報に直接的な個人情報は含みません。

※1 氏名、電話番号等の直接的な個人情報を含まない場合でも、1:1で紐づく情報は個人情報として扱う

※2 「(9)」に示す外部委託先は提供先として扱わない

6. 個人情報の取扱いについて

(6) 匿名加工情報の提供について

本事業では、SIIのHP等でDRの実施状況・効果のデータ公開を目的として、(2)で取得した情報を、個人が特定できないよう匿名加工を行ったうえで、外部へ提供する場合があります。提供時には、提供しようとする匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目と提供の方法を明示し、個人を特定するような行為を行わないことに対して同意を取得します。SIIの匿名加工情報に関するポリシーに関しては、以下をご確認下さい。
https://sii.or.jp/anonymou_s_processing/index.html

(7) 個人情報提供の任意性

個人情報が提供されない場合、利用目的を遂行できないことがあります。

(8) 共同利用

取得した(2)の情報は、(3)の利用目的で、事務局を構成するDNPと共同利用します。

●DNPの個人情報保護方針は以下をご確認ください。

<https://www.dnp.co.jp/privacy/>

(9) 外部委託

SIIは(2)で取得した情報を、個人情報に関する機密保持契約を締結している業務委託会社等へ、利用目的の達成に必要な範囲で委託することがあります。委託会社等に対しては、適切な管理及び保護を行います。

(10) 開示請求等について

SIIが保有している個人データ、個人情報の利用目的の通知、個人情報の開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止等に誠実に対応いたします。手続きは下記の相談窓口までご連絡ください。ご請求内容を確認のうえ、対応いたします。

<相談窓口>

●SII

個人情報取扱管理担当

p-support@sii.or.jp

————— 公募に関するお問い合わせ、申請方法等のご相談・ご連絡 —————

一般社団法人 環境共創イニシアチブ 事業第3部
令和7年度補正DR業務産業用蓄電池 窓口担当

TEL : 03-6281-5085

MAIL : dr_ess_shinsa@sii.or.jp

WEB : https://sii.or.jp/DRchikudenchi_gyousan07r/

受付時間は平日の10:00~12:00、13:00~17:00です。

通話料がかかりますのでご注意ください。